

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の見直しについて（案）

1 入札参加資格制限の見直しの検討項目

- (1) 公正取引委員会が課徴金減免制度（ ）対象業者を公表した場合における当該事業者の入札参加資格制限期間の減免
- (2) 入札制度等監視委員会の談合情報に関する調査において、談合の事実を確認した場合における入札参加資格制限措置
- (3) 入札制度等監視委員会に談合の事実を自ら報告した場合における入札参加資格制限措置の減免

課徴金減免制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合に課徴金を減免する制度、公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、減免額が大きくなる。

- ・立入検査前の1番目.....課徴金を免除
 - ・立入検査前の2番目.....課徴金を50%減額
 - ・立入検査前の3番目.....課徴金を30%減額
 - ・立入検査後.....課徴金を30%減額
- } 合計3社まで

2 現在の状況等

入札制度等監視委員会において、談合の成立を妨げる方策が必要である旨の意見があったが、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日総務部長依命通達）では、上記1の(1)～(3)に関する規定がない。

課徴金減免制度は企業のコンプライアンス体制を強化し、違反行為からの離脱を促す主旨で制定されたものであり、健全な企業体質への転換が図りやすいように、当該制度の活用を促す方策について検討する必要がある。

3 根拠法令等（抜粋）

中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連。34の国等の機関で構成、事務局：国土交通省）は、平成18年2月14日に、改正独占禁止法の施行（平成18年1月4日）に伴い、指名停止措置要領運用申合せの改正を行った。

【指名停止措置の課徴金減免制度への対応について】

公正取引委員会が課徴金減免制度対象業者を公表した場合に、当該事業者の指名停止期間について、通常想定される期間の1/2に短縮する。

- (1) 公正取引委員会が課徴金減免制度対象業者を公表した場合における当該事業者の入札参加資格制限期間の減免

課徴金の減免額は申請順位によって100%、50%、30%と段階的になっているが、中央公契連の申合せでは、課徴金減免制度適用事業者の入札参加資格制限(指名停止)の期間を一律2分の1に短縮することとしている。この申合せに協調した措置とすることがよいのではないか。

- (2) 入札制度等監視委員会の談合情報に関する調査において、談合の事実を確認した場合における入札参加資格制限措置

県発注工事に関する不正行為の入札参加資格制限期間は、
刑事告発、逮捕又は公訴提起されたときに24か月、
公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令等を受けたときに18か月としている。
当監視委員会が調査によって談合の事実を確認した場合には、逮捕等と同様に入札参加資格制限期間は24か月として扱うことがよいのではないか。

この場合であっても、公正取引委員会が処分をせず、また県警も逮捕等の必要なしと判断する可能性があるが、それらの判断の前に最長の期間で措置することとなる。

調査の結果、談合の疑いが払拭されないとされた場合は、談合の事実が確認されたものではないので、入札参加資格制限措置の対象外とすることとなる。

(3) 入札制度等監視委員会に談合の事実を自ら報告した場合における入札参加資格制限措置の減免

談合の事実提供の誘引、不正行為に対するペナルティ、上記(1)とのバランスにも考慮して、入札参加資格制限期間を2分の1に短縮することがよいのではないか。

自ら談合の事実を報告した事業者以外の事業者が否認したときは、当該報告が虚偽である可能性もあり、談合情報調査の結果、談合の事実が確認できない場合もある。このような場合は、将来的に関係者が逮捕等されたときの減免予約的な扱いとすべきか。

監視委員会への報告には、談合行為の詳細、談合の対象(工事、物品等)、共同して談合を行った事業者名などを報告させることや資料提出などの一定の要件が必要となる。

参考

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の別表第2(抜粋)

措置要件	運用基準	運用期間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(当該認定をした日から12か月以上24か月以内)</p>	<p>(1) 県発注工事等においてし、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。 イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。 イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(3) 福島県外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。 イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p> <p>15か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内)</p>	<p>(1) 県発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 県発注工事等以外(福島県内)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 県発注工事等以外(福島県外)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>